

る 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の3第3項の規定による新感染症に係る検体又は当該感染症の病原体の提出を受けること。

れ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条の4の規定による退院又は死亡の届出を受理すること。

第2条第29号中やをらとし、にからもまでをのからよまでとし、同号な中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同号なを同号ねとし、同号と中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同号とを同号ぬとし、同号中でをととし、同号との次に次のように加える。

な 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3の2第3項の規定による新型インフルエンザ等感染症に係る検体又は当該感染症の病原体の提出を受けること。

に 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3の3の規定による退院又は死亡の届出を受理すること。

第2条第29号中つをてとし、ちをつとし、たをちとし、同号そ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号そを同号たとし、同号中せをそとし、レからすまでをロからせまでとし、同号ル中「こと」の次に「（同法第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ルを同号レとし、同号リ中「命ずること」の次に「（同法第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加え、同号リを同号ルとし、同号中ラをリとし、ホからヨまでをマからラまでとし、同号へ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号へを同号ホとし、同号中フをへとし、ノからヒまでをハからフまでとし、同号ネ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号ネを同号ノとし、同号中ヌをネとし、トからニまでをナからヌまでとし、同号テ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号テを同号トとし、同号ツ中「協議会」を「感染症診査協議会」に改め、同号ツを同号テとし、同号中チをツとし、イからタまでをウからチまでとし、同号アの次に次のように加える。

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条第8項の規定により届け出ることを求め、及び当該届出を受理すること。

あるものについてはこども家庭支援監及び厚生部長。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第4項及び第5項中「部局長」を「部局長等」に改める。

第14条第1項中「部局長又は」を「部局長等又は」に改める。

別表第1の1の表室課長専決事項の欄第6号及び出先機関の長専決事項の欄第5号中「公文書」を「行政文書等」に改める。

別表第2の1の表生活環境文化部環境保全課の項部局長専決事項の欄第7号中「第18条の16及び第18条の26」を「第18条の18及び第18条の31」に、「第18条の29第1項」を「第18条の34第1項」に、「第18条の29第2項」を「第18条の34第2項」に改め、同欄第9号中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同表厚生部健康対策室の項部局長専決事項の欄第4号中「第33条第4項」を「第33条第3項」に改め、同表厚生部くすり政策課の項中「くすり政策課」を「薬事指導課」に改め、同項室課長専決事項の欄第7号中「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改め、同表農林水産部農業経営課の項部局長専決事項の欄第15号中「による」を「第8条第1項の規定による」に改め、同欄第16号中「農地中間管理事業評価委員会」を「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「農地中間管理事業法」という。）第6条第3項の規定による農地中間管理事業評価委員会」に改め、同欄第17号中「農地中間管理機構」を「農地中間管理事業法第7条第1項及び第2項の規定による農地中間管理機構」に改め、同欄第18号中「農地中間管理事業規程」を「農地中間管理事業法第8条第3項の規定による農地中間管理事業規程」に改め、同欄第19号を削り、同欄第20号中「農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「」を削り、「」という。）」を「第30条第1項及び第2項の規定」に改め、同号を同欄第19号とし、同欄中第21号を第20号とし、第22号から第34号までを1号ずつ繰り上げ、同項室課長専決事項の欄第10号中「農地中間管理機構」を「農地中間管理事業法第9条第1項の規定による農地中間管理機構」に改め、同欄第11号中「必要な命令」を「監督命令」に改め、同欄第14号を削り、同欄第13号中「農地中間管理事業法」の次に「第21条第2項の規定」を加え、「使用貸借」を「使用貸借等」に改め、同号を同欄第14号とし、同欄第12号中「農地中間管理事業法」の次に「第20条の規定」を加え、「の設定又は移転に係る契約等」を「に係る貸貸借又は使用貸借等」に改め、同号を同欄第13号とし、同欄第11号の次に次の1号を加える。

(12) 農地中間管理事業法第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可に関すること。

別表第2の1の表農林水産部農業経営課の項室課長専決事項の欄第15号中「農地中間管理事業法」の次に「第28条の規定」を加え、同表農林水産部水産漁港課の項

出先機関の長専決事項の欄中		栽培漁業センター 富山県栽培漁業センター条例第9条の規定による使用料の減免に関すること。
---------------	--	---

に改め、同表土木部道路課の項室課長専決事項の欄第6号中「制限等」を「制限、公示等」に改め、同欄中第18号を第19号とし、第7号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 道路法第48条の20の規定による歩行者利便増進道路の指定に関すること。

別表第3の(1)の表中

「	成長戦略室の所掌に属する事務	成長戦略室長	主務課長	知事政策局長があらかじめ指定する職員」
を	成長戦略室の所掌に属する事務	成長戦略室長	主務課長	知事政策局長があらかじめ指定する職員
「	広報・ブランディング推進室の所掌に属する事務	広報・ブランディング推進室長	主務課長	知事政策局長があらかじめ指定する職員」

に、

「出納局長		次長	主務室課長	連絡課長」
-------	--	----	-------	-------

を

「出納局長		次長	主務室課長	連絡課長
こども家庭支援監	こども家庭室の所掌に属する事務	こども家庭室長	主務課長	こども家庭支援監があらかじめ指定する職員」

に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1の表農林水産部水産漁港課の項の改正規定は、同月28日から施行する。

(人 事 課)
